

平成30年第3回定例会

総務常任委員会会議録

(平成30年9月20日)

栄町議会

# 総務常任委員会

## 議事日程

平成30年9月20日（木曜日）午後3時10分開会

### 事 件（1）付託議案の審査

請願第1号 東海第二原発の再稼働を認めないことを求める意見書を  
政府に提出することを求める請願

### 出席委員（8名）

委員長	大澤義和君	副委員長	松島一夫君
委員	大野博君	委員	野田泰博君
委員	岡本雅道君	委員	藤村勉君
委員	大野信正君	委員	早川久美子君

### 欠席委員

なし

### 出席委員外議員

なし

---

### 説明のため出席した者

紹介議員	野田泰博君
紹介議員	戸田栄子君

---

### 出席議会事務局

事務局長	野平薫君	書記	藤江直樹君
------	------	----	-------

◎ 開 会

○委員長（大澤義和君） ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（大澤義和君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、請願第1号、東海第二原発の再稼働を認めないことを求める意見書を政府に提出することを求める請願です。請願第1号を議題とします。

お諮りいたします。請願第1号は、審査の必要から紹介議員の出席を求めることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（大澤義和君） 異議なしと認めます。よって紹介議員の出席を求めることに決定いたしました。

〔紹介議員着席〕

○委員長（大澤義和君） 野田議員には、のちほど説明をお願いいたします。

○委員長（大澤義和君） はじめに、請願文書表の朗読を書記をお願いいたします。

〔藤江書記 請願文書表朗読〕

○委員長（大澤義和君） 朗読が終わりましたので、紹介議員の野田議員に本請願の説明を求めます。野田議員、よろしく申し上げます。

○紹介議員（野田泰博君） 東海第二原発の再稼働を認めないことを求める意見書を政府に提出することを求める請願の紹介議員の野田でございます。このたび、重富与八郎氏から、この福島第一原発の再稼働、俗に言う、あっ、これ読んだほうがいいのかな。

○委員長（大澤義和君） どちらでも。自分の説明でもいいですし。

○紹介議員（野田泰博君） では読ませていただきます。請願趣旨、私たちは平成23年3月11日の福島第一原発事故の甚大な被害を知り、その後未だ完全終息していない現状を知っています。このような事故は二度と起こしてはなりません。

昨年11月24日、日本原子力発電株式会社は、自社が所有する東海第二発電所（所在地：茨城県那珂郡東海村）について、法律で定められた原子力発電の運転期限40年制限（40年ルール、通称です。）を超えて、更に20年の運転延長を原子力規制委員会に申請しました。しかし、東海第二原発で事故が起これば、現場からわずか80kmにある栄町は周辺地域とともに甚大な被害を被ることは明らかで、栄町に居住する住民の一人として看過することはできません。

福島第一原発事故の際、栄町は放射能汚染状況調査を公園、居住区、里山に至るまですることとなり、子供は外で遊ぶことが禁じられ、また裏山の筍、キノコや山菜も採取禁止となりました。隣接市及び栄町から30～60kmも離れた松戸市や柏市、東京都内までも土壌汚染され

ました。福島第一原発事故の原因、事故收拾の目処もたたず、汚染土壌は各市町村で保管され、その処理も決まっています。このような状況の中、危険な老朽原発である東海第二原発の再稼働、運転延長は到底容認できません。

本年7月、栄町を含む千葉県内10市町は、東海第二原発で事故が発生した場合、東海第二原発に隣接するひたちなか市との間で避難民受入協定書を取り交わしました。

この避難民受入計画は原発事故が発生した後で初めて有効な対応策となるものであり、再稼働に起因する原発事故が発生することを前提としている対応策であります。一度、原発事故が起きてしまうと、目に見えない放射線との戦いをはじめ、多数の住民に甚大な苦難をもたらしてしまいます。住民の安全、安心を希求する自治体本来の立場や姿勢からすれば、まずは原発事故が発生することがないように再稼働、運転延長は認めないとするのが本筋であるのではないのでしょうか。

更に、東日本大震災の後、房総半島沖には160kmと300km以上の巨大活断層の存在が判明し、マグニチュード8〜9クラスの地震を引き起こす可能性が指摘されました。その活断層は過去何度も地震を繰り返してきた可能性があつて、近い将来巨大地震を発生させると言われ、現代の科学では巨大地震発生の予知も阻止もできません。老朽化した東海第二原発の再稼働は茨城県民のみならず、千葉県、埼玉県、東京都民千数百万人を危険にさらすこととなります。国民の生命、財産、子ども達の未来を守る立場から、東海第二原発の再稼働を認めないことを求める意見書を政府に提出することを求める請願をいたします。

ここに、言いたいことが全部書かれてあると思いますので。

以上、説明です。

**○委員長（大澤義和君）** ありがとうございます。

紹介議員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。岡本委員。

**○委員（岡本雅道君）** 政府に提出する請願となってるんですけど、これは再稼働を認めないということを政府に求めている、政府に認可権限があるということですか。私の知る範囲では、基本的には原子力安全規制委員会、あそこが安全性をまず確認すると。あとは自治体はその稼働を認めるかという、多分この二つのステップが本筋だと思うんですけども。だから、政府に出すこと自体はちょっと意味がわからないんですけども。

**○委員長（大澤義和君）** 野田委員。

**○委員（野田泰博君）** 意味がわからない、まず一つには、今、この全国というかこの近辺の請願書は、こういう形で出ており、政府に出しております。それから、規制委員会というのは政府が認定する委員会であつて、政府がそれを委員会を認定しているのであつて、政府がきちんとした意見書を出さないと駄目だということでこういうふうな形になっているんです。

**○委員長（大澤義和君）** 岡本委員。

**○委員（岡本雅道君）** でも、原子力規制委員会のほうはすでに再稼働を認めているわけで

すよね。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） いや、まだです。まだです、まだです、認めるのは11月の二十何日かな、4日か5日に、最終的な結論を出すそうです。それが、その内容がわかったのがこの1週間ぐらいかな、10日ぐらい前に新聞報道され、規制委員会は認める方向に決まったと、そういうのがありました。

○委員長（大澤義和君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） この、請願書の冒頭にある「私たち」というのは、誰の事を指すんですか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 「私たち」というのは、請願者たちは、この甚大な被害を知り、いまだ完全終息していない現状を知っています。

○委員長（大澤義和君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） 請願者、1名しか書いてないんですが。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） はい、1名です。

○委員長（大澤義和君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） 「私たち」っていうのは。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 「私たち」っていうのは、ここの日本国民は知ってますという意味です。私は知ってます、じゃなく私たちは知っていますと。

○委員長（大澤義和君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） 原子力規制法では、確か運転期間40年だけでも、20年は延長を認めるというふうになってると思うんですが、これは運転制限を超えてというふうな表現になっているんですが、これは誤りじゃないですか。20年を、ある条件を満たせば超えてもいいということになっていると思うんですけど。規制は。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 私の知っている範囲では、この原子炉の40年制限を作ったときに、ここで一応、区切りをつけると。それ以降に調べるかどうか知らないですけども、出てきたのが、あとプラス20年ルールというのがあると思います。だからこれは別に書き方が悪いのではなくて、そのルールがそういう勧められているということです。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 委員長、少し整理させてください。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 今の岡本委員の質問と同じなんですけども、原子力規制委員会というのは、何をするとところなんですか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） これも実を言うと先ほど岡本委員から聞いたんですけども、原発事故の起こる前は、どちらかというところそういう委員会という組織を作ってそれが安全かどうかを認めていこうよという組織であって、それは政府の諮問機関に入るような委員会だというふうに聞いております。それで、そこが最終的にはこれからこの原子力、そのまま続けていいとか悪いとかいうのを出して、はっきりいってそれを政府が認めて稼働をされるという委員会だそうです。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 政府の諮問機関だとすると、この原発の再稼働を認めるかどうかという申請、認めていただきたいという申請は、この日本原電は政府に出した。それに対して政府が原子力規制委員会に認可するかどうかを諮問したという流れなんですか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） この規制委員会が原発事故の後に色々と、これはちょっと私が調べたものなんですけども、ルールを色々認めて、今回、7月の、これも24日か26日かな、町長たちが。

[発言する者あり]

○紹介議員（野田泰博君） 違う、違う、違う。待って、説明、最後まで聞いてよ。これが避難先を決めなきゃいけないというのが規制の中に入ってきて、その7月の何日かに成田市から印旛郡全部の市町村長が集まって県の施設で会議をして、事故が起きた場合はひたちなか市の住民たちは栄町でも、町長に聞いたら1,000人って言ってましたけども、1,000人は引き受けようと。そういう受入れ先がなかったら規制委員会はそれを許可しませんよということだそうです。ですから、この原子力発電所の周りの市は全部、独自で自分達がどこに避難していいのかというのを探さないという形で7月の何日にその10市町村に頼んできたそうです。だから、例えば規制委員会は今まで無かったルールでどこに避難しなさいよと、避難ルートまで、避難ルートだけじゃなくて走る場所まで、どこをどう通って走るんですよというルートまで決めてものを提出しないと、原子力委員会は再稼働を認めませんよというのが、原子力規制委員会だそうです。そこまで細かくやってるそうです。それを調べました。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） それで私の質問に対する答えは。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） それだけです。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 野田委員、私が聞いているのは、日本原電は原子力規制委員会に運転延長を申請したのか、それとも、原子力規制委員会が政府の諮問機関だとすれば、政府へ申請して、それを政府が原子力規制委員会に諮問したのか、どっちなんですかということ。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 諮問したんですよね。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 諮問ですね。この文書は、日本原電は原子力規制委員会に申請したと書いてあるんですよ。上から3段目、「日本原子力発電株式会社は」という主語がありますね、そこから2段下りますね、「運転延長を原子力規制委員会に申請した」と書いてある。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） そうですね、だから20年延長の。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 私が尋ねたのは、日本原電は規制委員会に申請したんでしょう。でも野田議員は、政府の諮問機関だと言った。ということは政府の諮問機関であれば申請は政府に出して、その可否を原子力規制委員会に諮問したという流れじゃないんですか、どっちなんですかと聞いてるんです。簡単な話ですよ。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 規制委員会が色々なルールをさらに厳しくしてやった、そこに対して日本原電は今度は再稼働を諮問したんですよ。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 野田議員、失礼だけど諮問という言葉の意味わかりますか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） これをいいかどうかお願いしますって聞くんでしょう。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 違うんです、諮問って。例えば町長の諮問機関ってあった場合に、国保運営審議会とか何とか諮問機関ですけども、国保税が今、厳しい状態なのでどうしようか値上げしようかどうなのか、って、国保運営委員会に諮問するんです。それで運営委員会が、いや、これ値上げ止めましょうよと町長に答申するんです。その答申に基づいて町長が政策を決定して、では今回は国保税の値上げを見送ると、これが諮問という流れです。ですから、日本原電が諮問機関であれば。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） ごめんなさい、僕、その諮問って言ったけどここに書いてなかったね。書いてないですね、すみません。諮問という言葉は書いてない。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） ですから、一番最初の岡本委員の質問は、日本原電が原子力規制委員会に申請した、許可するのは原子力規制委員会でしょう。なのに、どうして政府に意見書を出すんですか。意見書は、許認可権を持っているこの原子力規制委員会が相手ではないですかってことを一番最初にお尋ねしたんです。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 地方議会は、諮問機関に対してはこういう請願というのはあげられないって聞いたんです。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） だからこれ、諮問機関じゃないでしょう。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） だから諮問機関にあげられない。だから政府にしかあげられないと。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 原子力規制委員会は諮問機関じゃないんでしょう。諮問機関じゃないんですよ。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） すみません、諮問という言葉は、私が使い間違えたのかもしれない。ただ、日本原電は、東海第二発電所について40年制限を超えて更に20年の運転延長を原子力規制委員会に申請したわけです。だから、申請したのを止めさせてくださいというのを意見書として出してくださいと。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 何度言っても野田議員、ご理解いただけないようなんですけども、原子力規制委員会へ申請して原子力規制委員会が20年の延長を認めるといったときに、その結論に対して政府というのはその結論を認めるか認めないかという権限を持っているんですかということをお尋ねしているんです。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 政府がやらないと言って、認めないって言ったらできないでしょうね。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） できないでしょうね、じゃなくて。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） それ以上はわかりません。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） それがわからないのに、どうして政府に意見書を出すのかがわ

からないというのが、岡本委員の最初の疑問なんですよ。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） なるほど、それはわかります。だから政府がその20年の延長を原子力規制委員会に申請したんですよね。

〔政府じゃない。〕と発言する者あり〕

○紹介議員（野田泰博君） 日本原子力発電所が原子力規制委員会に申請したんですね。その原子力規制委員会というのは、政府の下の委員会なんです。だから、政府にそれを止めさせてくださいという意見書を出してくださいという。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） ここは独立してないんですね。この原子力規制委員会って。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 独立という言葉が正しいかどうかちょっと僕、わかりません、それは。

○委員長（大澤義和君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） 環境省の外局となっております。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） だとしたら、その結論に対して政府が、その結論、間違えているよっていうことができるんですか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） だから、政府にそれを延長しないようにしてくださいっていうふうな意見書を向こうに出してくださいということ言ってるんです。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） だから、政府がその原子力規制委員会の結論に対して、ストップをかける権限を持っているような性格の委員会なのかどうか、その辺ははっきりさせてください。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） ストップをさせるかどうか、力があるかどうかじゃなくて、何かの形でできるかどうかという。

○委員長（大澤義和君） 戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） 本当に、そういう意味ではこの請願書というのはたいへん難しいなっていうことは勉強になりましたけれど。でもそういう形でいくと、もうこのままどんなに原発が再稼働されようと何だろうと、私たちが議会として声を上げることができないのか。声を上げて、これ以上、もう再稼働しないでほしい、これ以上、本当に子ども達を守りたい、自分を守って欲しい、そのことを議会として意見を上げるにはどういう形にしたらいいのかを、

じゃあ教えてください。

**○委員長（大澤義和君）** 松島委員。

**○副委員長（松島一夫君）** とりあえず、私、内容の問題してないんです。原発の稼働だとか国民の安全だとかという議論に入る前に。だから、原発賛成も反対も蜂の頭もないんです、今言っていることは。これは筋が通っているんですかの確認だけ取りたいんです。そこだけなんです。

**○委員長（大澤義和君）** 岡本委員。

**○委員（岡本雅道君）** にわか調べだったんですけども、基本的に原子力反対のかたの書いた安全規制の枠組みについて調べましたが、再稼働をやるためには二つのことをクリアしなきゃいけない。一つは、原子力規制基準に適合するかどうか、これは今言っている原子力規制委員会の判断が、GOが出るかどうかの話。もう一つは、原発立地自治体、これ周囲30キロメートル圏内の自治体らしいんですけど、こちらの同意を得ることというふうになってました。要件的に七つ挙げてまして、政府の方針に合致してるか、安全性が確保されているか、県議会が了承しているか、立地自治体、東海村が了解しているか、避難計画の整備はできているか、住民の理解が得られているか、国のエネルギー政策に占める原発の必要性がちゃんと示されているかと、この7項目をきちんと証明しなければいけないというふうになってまして、基本的には原子力規制委員会と地元自治体の了解と、まとめるとそういうことになるわけです。ですから、立地圏の自治体が反対すれば、多分、再稼働はできないと思うんです。

**○委員長（大澤義和君）** 野田議員。

**○紹介議員（野田泰博君）** ありがとうございます、教えてください。

**○委員長（大澤義和君）** 松島委員。

**○副委員長（松島一夫君）** ということは、その内容の審議云々の以前に、ここの請願書の提出先が、ここへ出しても何ら、相手が違うだろうということで結論は出るんじゃないかという気がします。

**○委員長（大澤義和君）** 岡本委員。

**○委員（岡本雅道君）** 宛先は、東海村の村長、それから茨城県議会議長、副議長でも何でもいいけれど、そういう辺りじゃないかと思うんです。あるいは周辺の自治体にも全部出してもいいと思うんですけど、その辺が本来の宛先じゃないかと私は思います。

**○委員長（大澤義和君）** 野田議員。

**○紹介議員（野田泰博君）** ちょっと見にくいかもしれないけれど、これ茨城県の地図、分かるとは思いますけれど色が付いてるんですけども、色の付いてないところに、ここに東海村があるんですけども、これだけ茨城県のほうでは何らかのかた、反対の請願が出ているんです。その名称が、例えば「運転期間40年を迎える原電東海第二発電所の運転期限延長の行わないことを求める意見書」これが石岡市、龍ヶ崎市でも同じようなことで意見書が出てる。下妻市

でもちょっと違う言葉ですけども出てると。取手市でも出てる、全部、意見書なんですよね。それで、千葉県においては流山市と野田市と我孫子市、銚子市、多古町、これが全部、こういう形で、他にもたくさんあるんですけど、こういう形で出されてます。だから栄町だけがこういう違う形で、これは筋の通らない意見書だとしても、一応、同じ形を採らせていただきました。

以上です。

**○委員長（大澤義和君）** よろしいですか。他にございませんか。

もう一つの大きな間違いというのは、栄町も80キロメートル圏内で危ないと。だけど今度はその下段に、避難地として承諾してる、この辻褄合わない、危ないところにまた避難するんですかという。野田議員。

**○紹介議員（野田泰博君）** これは、町長にもお聞きしましたが、これが7月の10日に印旛郡市と例えば佐倉市だとかほかにも全部、10市町村が集まって神崎町とか何とか集まって、その避難地としての承諾をやってるんです。それが新聞に出てました。栄町は、そこには人数書いてなかったんですけど町長に聞いたら、何人ぐらい受け入れるんですかと言ったら、1,000人だそうです、おおよそ家族でね。1か月間はそれをやらなきゃいけないということで、町長からそれをお聞きしました。それはここの議会に諮ったか何か情報を流したんですかと言ったら、やってないと。一応、他の市町村長との釣り合いで自分もそれは賛成している。町長は、そうおっしゃってました。

**○委員長（大澤義和君）** 藤村委員。

**○委員（藤村 勉君）** 私も、この内容そのものに何だかんだ言う気は一つもありません。ただ、本当に今、このまま宛先がここに出していいのかどうか、そういうのがはっきりしない限り、ここで賛成しちゃっていいのかなという気はするんです。だからさっき岡本委員が言ったように、地元の自治体又は地元の県会議員のところに、そこが反対すれば駄目になるということなんだから、そっちへ出したほうがいいんじゃないかなと。地元が反対すればできないということなんだから、このまま政府そのものがこの原発を再稼働するという、政府がそれは駄目だというその権限が政府にあるかどうか分からない状態で政府に出してもどうしようもないと私は思うので。内容そのものはいいんです、別に原発そのものをやめてくれ、止めてくれというその意味はわかるんですけども、ただこれをこのままの状態でも政府に出してもいいものなのかどうか。そこがはっきりしない限りは、ちょっと今、賛成するような感じにはなれないんですよ。

**○委員長（大澤義和君）** 野田議員。

**○紹介議員（野田泰博君）** 藤村委員の言ってることも、岡本委員も松島委員の言うところも、私も、なるほどな、そういう見方もあるんだなということで理解はできます。ただし、今まで約40近くの市町村がこういう形で、例えば原発の廃炉を求める決議だとか廃炉を求める

意見書ですとか、そういう形で各市町村が出されてるんです、意見書として政府に。僕はこれを、はっきり言ってこういうのは政府に出すものであるというふうに考えて出したんです。それが違ってるって言うんだったら、それはもう反対されて結構ですけど。

**○委員長（大澤義和君）** 藤村委員。

**○委員（藤村 勉君）** はっきり言って、私もわかりませんよ。ただ、その原発をストップさせるその力を政府が持っているのかどうか。そういうところもはっきりわからない状態で政府に出して何になるのかなど。

**○委員長（大澤義和君）** 岡本委員。

**○委員（岡本雅道君）** 政府は、再稼働を認めて、廃炉するやつも延長して、今の原発を活かしていこうという方針ですよ、政府方針として。それに対して、技術的に本当に大丈夫かということで立ち上がるのが原子力規制委員会で、それともう一つ、地元住民が原発なんか嫌だと声を大にして言う地元自治体があって、そこでバランス取ってるという、変な言い方ですけど。その対立構造の中にあるわけですよ。それが、この請願書はその進めようとしてる政府に対して意見書を言うという話だと、ちょっと筋違いのような気がするんです。

**○委員長（大澤義和君）** 野田議員。

**○紹介議員（野田泰博君）** 今、反対に、私、今そういうふうに考えて頭を白くして考えると、反対に意見書しかないんじゃないかと。これ反対だ、という決議を出してやったってできないんじゃないかというのは、3.11以降にわかったことは、千葉県の、この第二原発の真ん前に160キロメートル、300キロメートルという巨大断層が海の中にあって、それが地震の専門家たちはこれからの一番大きな地震はここで起こるよということを言ってる中で、本当に大丈夫なんですかと、こういう老朽化した炉を使って大丈夫ですかと。そんなの今、もう40年経ったんだから止めてくださいよという住民感情の意見書だと思いますね。

**○委員長（大澤義和君）** 岡本委員。

**○委員（岡本雅道君）** この文書でちょっと引っかかるところが今のようなご意見で、「危険な老朽原発」とあるんだけど、原子力規制委員会のほうは大丈夫だと言ってるんですよ。もうじきそれを出そうとしているんですけども。だからそういうものを、大した根拠もなく老朽な原発、危険な原発と言い切ることは根拠のない誹謗中傷に近い話じゃないかと思うんですよ。そのために原子力規制委員会作って先生方を集めて、色々議論してると思うんですよ。

**○委員長（大澤義和君）** 野田議員。

**○紹介議員（野田泰博君）** そのために請願者がいるんですよ。そういう、住民たちに対して不安を与えているものだから駄目だという、反対にそういうふうに考えたらどうですか。そうしたら、きちんとはっきりと、絶対に大丈夫です、私たちは保障しますという保障したらいいでしょう。できないでしょう、保障は。地震が無いことを保障しますもできないんですよ、止められないんですよ、地震は。

○委員長（大澤義和君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） そもそも再稼働に必要な技術的要件は何があるかということ、政府というか原子力規制委員会の中でも決めて、それに準じてこれは合っているかどうかということ、これを全部チェックしているわけです。膨大な資料が出てますよ。そういうステップが踏まれたにもかかわらず、たった一つの危険な老朽原発と、この吐き捨てるような言い方は、この文書では私は好きじゃないですね。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） さっき野田議員が、原子炉の廃炉を求める意見書とかおっしゃいました、それ政府に出していいと思うんですよ。政府の原子力エネルギー政策を全く転換させなさいという意見書は、私は政府に出していいと思う。ただ、今回は原子力規制委員会の判断を捻じ曲げろというふうな意見書を政府に出してるから、これは筋通らないでしょうと言ってる。これ、東海第二に限定しちゃってるから変なふうになっちゃうんですよ。日本中の原子炉を廃炉にして原発全て止めろという意見書は、これは政府に出して筋だと思えます。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 要するに、今、松島委員が言われてるのは、政府のエネルギー政策に対して意見を言えと言ってるんでしょう。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） そう、だったらこの宛名でいいよ。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） この人は、これから起きるような地震、房総沖へ160キロメートル、300キロメートルの巨大活断層の存在が判明したところでは、原発はこれを動かさないでほしいという意見なんですよ。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 他は動かしてもいいのね。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） それは知らない。この人はそういう意見なんです。他のことは言っていないんです、ここはやめてくれと。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 野田議員の気持ちもいいし、この請願者の気持ちもいいんだけど、とにかく筋が通ってないってだけなんです。国民の願いを聞きましょうとか、町民の思いを伝えましょうという、その感情論じゃなくて、筋が通ってないものを栄町議会として上へ上げられないでしょうという、ここだけをご理解くださいと言ってるんです。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） だから、その筋が通らないということ、今度はぜひ発表して

ください。それでこれは止めますと言ってください。賛成できないって。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） いま言ってるじゃないか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） だから、今度の請願のときに。請願は、これは住民からの願いであるから出させてくださいというようなお願いをしてるんです。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 請願はもちろん、受理して審議してるんだもの。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） それで、これを議会でちゃんと請願を出すように認めてくださいと。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 筋が違うのは駄目だと言ってるでしょう。

○委員長（大澤義和君） 戸田議員。

○委員（戸田栄子君） 会期があるんだから、請願の提出するところを変えればいいということですか。政府でなくて原子力規制委員会とか。

○委員長（大澤義和君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） これ、請願者が書いたやつだから。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 委員長、暫時休憩してください。

○委員長（大澤義和君） 暫時、休憩します。

午後 3 時 4 9 分 休憩

---

午後 3 時 5 3 分 再開

○委員長（大澤義和君） 休憩前に引き続き、会議を行います。

質疑、よろしいですか。もうさんざん出尽くしたようなので。

これにて質疑を終わります。野田議員、ご苦労さまでした。

紹介議員の説明及び質疑応答を踏まえ、本請願に対し委員各位からの意見を含めた討論をお願いいたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（大澤義和君） これにて委員各位からの討論を終わります。

これより、請願第 1 号を採決いたします。請願第 1 号、東海第二原発の再稼働を認めないことを求める意見書を政府に提出することを求める請願を採択することに賛成のかたは挙手をお

願います。

[挙手少数]

○委員長（大澤義和君） 挙手少数。よって、請願第1号、東海第二原発の再稼働を認めないことを求める意見書を政府に提出することを求める請願は、不採択にすべきと決定いたしました。

---

◎ 閉 会

○委員長（大澤義和君） 以上で、総務常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

本日の会議を閉じます。

以上をもって、総務常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後3時55分 閉会

---

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成30年10月5日

総務常任委員会委員長 大澤 義和